

予備的調査要請書

一、件名

中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請

二、予備的調査の目的

本年の通常国会において、中央省庁の事業発注のあり方、国家公務員の再就職のあり方が国政の重要な課題となり、これに対して政府は改善の方針を示し、また各種の具体策を講じてきた。

わが国の極めて厳しい財政状況に鑑みれば、事業発注の効率性を高めることにより貴重な税金をより有効に使うことは極めて重要な課題であり、かつ事業発注の透明性を高め、また国家公務員の再就職のあり方を国民の理解を得られるものへと転換していくことは、国民の政治・行政に対する信頼を取り戻すために不可避の課題である。

政府の講じてきた事業発注の効率化、国家公務員の再就職のあり方の見直しが着実に進展しているかどうかを確認することは、国民の代表たる国会の重要な責務である。よって、その具体的成果を確認するために、予備的調査が必要である。

三、予備的調査の具体的内容

I. 国家公務員の再就職状況

1. 調査対象法人

- ① 民法第三十四条に基づき、各府省が認可した法人
- ② 独立行政法人通則法に基づき設置された法人（平成十八年十月一日現在の特定独立行政法人は除く）
- ③ 法令に基づき認可もしくは指定されている法人（特殊法人、特殊会社を含む）
- ④ 平成十七年度において国から補助金等（補助金、委託金その他名称の如何にかかわらず、国から交付された資金）の交付を受けている法人（年間の交付額が百万円未満の法人を除く）
- ⑤ 右記①から③の法人から出資を受けている法人（一千万円未満の出資は除く）

⑥ 国家公務員法第百二条第三項に基づき、再就職に当たって人事院の承認を必要とする営利企業

なお各種金額の記載に当たっては、消費税を含まない価格を記載すること。

2. 調査項目

中央省庁（国会、会計検査院、人事院、最高裁事務総局（判事経験者を除く）を含む）ごとに、調査対象法人における国家公務員の再就職者に関する、団体別の（一）から（二十六）までの事項。

（一） 団体名

（二） 団体の法人種別（特殊法人、独立行政法人、認可法人、公益法人、指定法人、株式会社等。なお人事院の承認を必要とする営利企業については「特定営利企業」と記載）

（三） 当該団体の役職員数（平成十八年四月一日現在、以下同じ）

（四） 当該団体における国家公務員再就職者数

（五） 当該団体における取締役相当役員数

（六） 当該団体の取締役相当役員の内、国家公務員再就職者数

（七）（六）の人数を（五）の人数で除した数（%、小数点以下一桁まで、以下同じ）

（八） 当該団体の職員（取締役相当役員を除く）の数

（九） 当該団体の職員の内、国家公務員再就職者の数

（十）（九）の人数を（八）の人数で除した数（%）

（十一） 当該団体に対して補助金等交付、事業発注、事業委託、物品調達その他原因の如何によらず行った金銭の交付（補助金の交付決定、契約の締結、落札等の事実上の債務発生を含む、以下同じ）の件数（契約金額五百万円未満のものは除く。平成十八年度上半期、以下同じ）

（十二）（十一）の合計金額（単位は百万円、以下同じ）

（十三）（十一）の件数の内、契約によって金銭の交付を行った件数

- (十四) (十三) の件数の内、一般競争入札によって契約を行った件数
- (十五) (十四) の一般競争入札の平均落札率（落札価格／予定価格・複数件数の場合は単純平均、以下同じ）
- (十六) (十四) の契約合計額
- (十七) (十三) の件数の内、指名競争入札によって契約を行った件数
- (十八) (十七) の指名競争入札の平均落札率
- (十九) (十七) の契約合計額
- (二十) (十三) の件数の内、随意契約によって契約を行った件数
- (二十一) (二十) の随意契約の平均落札率（予定価格を設定していない場合は、その旨記載）
- (二十二) (二十) の契約合計額
- (二十三) (十三) の件数の内、補助金等交付の件数
- (二十四) (二十三) の交付合計額
- (二十五) 当該団体の所管課（「課」相当の組織単位を含む）
- (二十六) 当該団体の国家公務員再就職者の内、(二十五) の課に所属した経歴を有する者の数

また、右記(一)から(二十六)までの項目を整理した、以下の①から⑤までの項目を、各府省ごとに別紙に記載のこと。

- ① 右記各項目の合計数等（(一)、(二)、(二十四)は除く。また(七)、(十)、(十五)、(十八)、(二十一)については、単純平均）
- ② 平成十八年度上半期における各府省の補助金等交付の総件数（内示、交付決定を含む）
- ③ ②の補助金等金額
- ④ 平成十八年度上半期における各府省の契約の総件数
- ⑤ ④の契約金額

II. 中央省庁等の補助金等交付状況、事業発注状況

中央省庁（国会、会計検査院、人事院、最高裁事務総局（判事経験者を除く）を含む）、特定独立行政法人（平成十八年十月一日時点）、特殊法人のそれぞれの機関について、平成十八年度上半期における補助金等交付、事業発注、事業委託、物品調達その他原因の如何によらず行った

金銭の交付（契約の締結等事実上の債務発生行為を含む、以下同じ）について、交付の各案件ごとの以下の事項（交付額五百万円未満の案件及び交付先が地方公共団体の場合を除く）。

なお各種金額の記載に当たっては、消費税を含まない価格を記載すること。

- (一) 支出の科目
- (二) 金銭の交付額
- (三) 交付の目的（補助金等、事業発注、事業委託、物品調達、その他、の別）
- (四) 補助金等の名称（補助金等交付の場合のみ）
- (五) 補助金等以外の場合、その目的（交付により取得するものの名称若しくは概要）
- (六) 補助金等以外の場合、その発注形態（一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別）
- (七) (六) の場合の予定価格
- (八) (七) の価格に対する落札価格の割合（落札率・％）
- (九) 交付の相手先団体名
- (十) (九) の団体の法人種別（特殊法人、独立行政法人、認可法人、指定法人、公益法人、株式会社等）
- (十一) (九) の団体に対する平成十七年度の金銭の交付金額
- (十二) (九) の団体の平成十七事業年度の総収入額
- (十三) (十二) の (十二) に対する割合（％）
- (十四) 補助金等以外の場合、相手先団体における当該発注の再委託の有無
- (十五) (九) の団体に在職する国家公務員再就職者数
- (十六) 金銭の交付を所管する課（「課」相当の組織単位を含む）
- (十七) (十五) の再就職者の内、(十六) の課に所属した経歴を有する者の数

また、右記の(一)から(十七)までの項目を整理し、以下のA及びBを各府省、各特殊法人、各独立行政法人それぞれの機関ごとに別紙に記載すること。

A. 金銭交付の種類ごとの整理

- ① 補助金等の交付件数とその合計額
- ② 一般競争入札の件数、その合計契約金額、単純平均落札率
- ③ 指名競争入札の件数、その合計契約金額、単純平均落札率
- ④ 随意契約の件数、その合計契約金額、単純平均落札率
- ⑤ 金銭交付の件数とその合計額

B. 金銭交付の相手先団体ごとの整理

- ⑥ 補助金等交付の合計件数
- ⑦ ⑥の合計金額
- ⑧ 一般競争入札に基づく契約の合計件数
- ⑨ ⑧の合計金額
- ⑩ 指名競争入札に基づく契約の合計件数
- ⑪ ⑩の合計金額
- ⑫ 随意契約の合計件数
- ⑬ ⑫の合計金額

四. その他

本要請書は、決算行政監視委員会に送付されたい。

中央省庁の補助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請書の正誤表

三. 予備的調査の具体的内容

I. 国家公務員の再就職状況

2. 調査項目

(誤) (二十三) (十三) の件数の内、補助金等交付の件数

↓

(正) (二十三) (十一) の件数の内、補助金等交付の件数

また、右記(一)から(二十六)までの項目を整理した、以下の①から⑤までの項目を、各府省ごとに別紙に記載のこと。

(誤) ①右記各項目の合計数等((一)、(二)、(二十四))は除く。また・・・

↓

(正) ①右記各項目の合計数等((一)、(二)、(二十五))は除く。また・・・

以 上



(参考1)

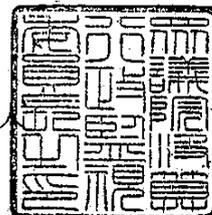
平成18年11月22日

衆議院調査局長

大西 勉 殿

決算行政監視委員長

仙谷 由



予備的調査命令書

本委員会は、11月17日、議長から下記の予備的調査要請書の送付を受けたので、衆議院規則第56条の3第3項により、貴職に対し予備的調査を命ずる。

記

中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請書（松本剛明君外45名提出、平成18年衆予調第2号）

〔予備的調査制度の概要〕

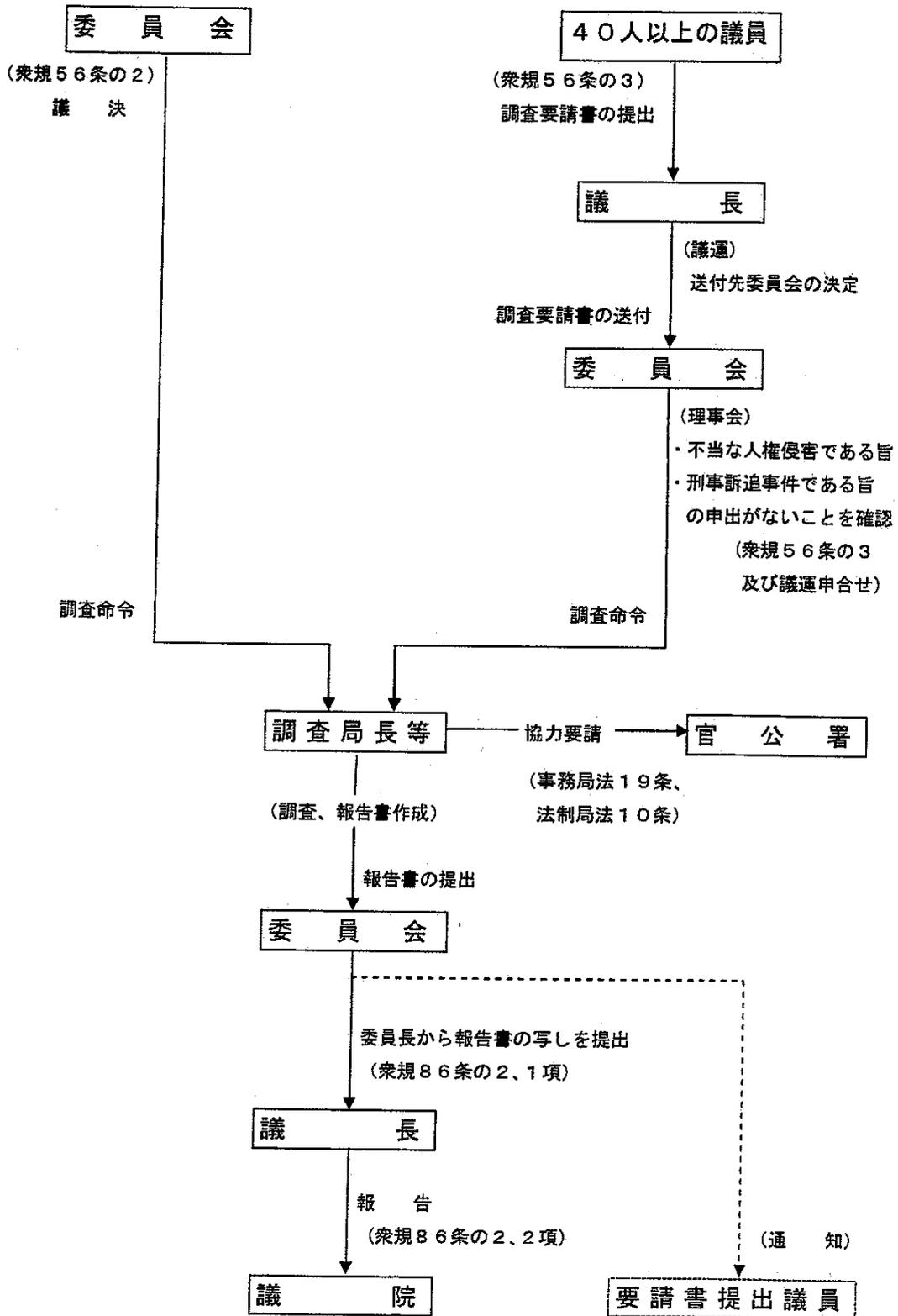
予備的調査とは、委員会の審査又は調査のために必要な調査を、いわゆる「国政調査の下調査」として、委員会が調査局長又は法制局長に命じて行わせる調査制度であり、平成10年から実施されている。

調査局に係る制度の仕組みと手続きの概要は次のとおりである。

(「予備的調査のフロー・チャート」参照)

- ① 予備的調査の命令には、委員会が自らの意思により議決を行い命令を発する場合と、40人以上の議員からの要請に基づき命令を発する場合の2通りがある。
- ② 40人以上の議員が予備的調査の要請を行う場合は、提出代表者が押印した所定様式の要請書を議長に提出する。(調査局総務課企画係が受理窓口)
- ③ 議長は、議院運営委員会に諮り、適當の委員会に当該要請書を送付する。
- ④ 要請書の送付を受けた委員会は、当該要請が、国民の基本的な人権を不当に侵害するおそれがないこと及び刑事訴追中の事件でないことの2つの要件を確認した後、調査局長に対して予備的調査の命令を発する。
- ⑤ 調査局長は、命令を受けた予備的調査を進めるが、その際、議院事務局法により、官公署に対し、資料の提出、意見の開陳、説明等の必要な協力を求めることができることとされている。
- ⑥ 調査局長は、調査の結果を記載した報告書を委員会に提出し、報告書の提出を受けた委員長は、議長に報告書の写しを送付する。
- ⑦ 議長は、当該委員長から報告書の写しの送付を受けた旨を議院に報告する。

予備的調査のフロー・チャート



〔予備的調査関係条文〕

○衆議院規則

第56条の2 委員会は、審査又は調査のため、事務局の調査局長（第86条の2第1項において「調査局長」という。）又は法制局長に対して、その審査又は調査のために必要な調査（以下「予備的調査」という。）を行い、その結果を記載した報告書を提出するよう命ずることができる。

第56条の3 40人以上の議員は、連名で、委員会が前条の命令を発するよう要請する書面を、議長に提出することができる。

議長は、前項の書面の提出を受けたときは、これを適當の委員会に送付する。

委員会は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、当該要請に係る前条の命令を発するものとする。ただし、当該要請に係る予備的調査が国民の基本的人権を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

第86条の2 委員会が調査局長又は法制局長から予備的調査の結果を記載した報告書の提出を受けたときは、委員長からその写しを議長に提出しなければならない。

議長は、前項の規定による報告書の写しの提出を受けたときは、これを議院に報告しなければならない。

○議院事務局法

第19条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

○議院法制局法

第10条 衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ〕

(平成9年12月11日議院運営委員会決定)

国会法等の一部を改正する法律案等の起草に当たり、次の事項を確認し、申合せを行う。

- 1 40人以上の議員が予備的調査に係る要請を行うときは、当該予備的調査に係る委員会を定めて要請することができるものとする。
- 2 前項の予備的調査に係る要請があった場合には、各委員会においては、本制度上の基本的人権に係る要件が恣意的に運用されることとならないよう十分配慮すること。
なお、刑事訴追を受けている事件については、予備的調査を命ずることは見合わせる事。
- 3 各委員会の命により調査局長等が予備的調査を行う場合において、調査局長等が行った調査協力要請を官公署が拒否したときは、当該委員会は、官公署に対し、調査協力要請に応じることができない理由を述べさせることができるものとする事。
- 4 各委員会が有する国政調査機能の十分な発揮とその活動の活性化に資するため、補佐機関である調査局等の着実な体制整備及び一体的かつ効率的な運営を図るとともに、これらの職員の調査能力の向上に努めさせる事。
- 5 複数の委員会から同種又は多数の要請がなされる際には、現行会計検査院法上行われている会計検査業務の円滑な遂行に支障を来さないよう、議院運営委員会において調整を図る事。

平成 18 年 12 月 15 日
衆議院調査局

中央省庁の補助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の
再就職状況に関する予備的調査

調査票記入要領

配付及び提出方法等の確認

配付の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 予備的調査への協力要請について（依頼文書） 2 予備的調査要請書（写） 3 予備的調査制度の概要 4 調査票様式一式・記入例一式 5 調査票記入要領 6 質問票様式 7 フロッピーディスク（4～6の電子ファイルを保存）
調査票の構成	<p>配付した調査表様式の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職状況 ・中央省庁毎に、以下の一式を作成 （ファイル名「様式 .xls」に保存） <ul style="list-style-type: none"> ．調査項目 1シート ．別紙 1シート ．調査法人一覧 1シート ．該当なし調査対象法人一覧 1シート ・中央省庁等の補助金等交付状況、事業発注状況 ・中央省庁、特定独立行政法人、特殊法人毎に、以下の一式を作成 （ファイル名「様式 .xls」に保存） <ul style="list-style-type: none"> ．調査項目 1シート ．別紙A 1シート ．別紙B 1シート <p>なお、中央省庁、特定独立行政法人、特殊法人の定義は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等の補助金等交付状況、事業発注状況 <p>2 調査要求項目に関する説明</p> <p>（1）用語の定義等 1 対象機関 における説明を参照。</p>
提出期限	平成 19 年 2 月 15 日（木） 午後 5 時まで

提出方法	<p>提出は中央省庁毎に、関係機関分をとりまとめ、以下の形状で、衆議院調査局決算行政監視調査室まで持参することにより提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成した調査票のエクセルファイルを保存した電子媒体 (フロッピーディスク又はCD-R等) 1部 ・上記のエクセルファイルを印刷した調査票 2部
質問等の問い合わせ	<p>問い合わせ方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせの方法は、配付した質問票様式のエクセルファイルに必要事項を入力し、添付ファイルとしてメールで送信する方法に限る。 ・本調査に関する問い合わせについては、各中央省庁において取りまとめの上、各中央省庁に対応する、以下の問い合わせ先に対して行われるようお願いしたい。 <p>問い合わせ先 別途指示する。</p>
その他	<p>(1) 個人情報保護との関係</p> <p>予備的調査制度は、議院の行なう国政調査の前段階として、衆議院規則により定められた、委員会の行なう審査又は調査に資するために行なわれるものであり、個人名の特定等の目的を有するものではないこと、政府においても公益法人等の情報開示につとめていること等から、個人情報保護法の範囲内での作業をお願いしたい。</p> <p>(2) 調査が困難な法人について</p> <p>今回の調査において、各法人の協力が得られない場合等調査不能の場合には、記入可能な範囲で記入された上、記入不能な部分についてその理由を備考において明記されたい。</p>

全般的事項

項 目	説 明
予備的調査要請書の正誤	<p>三．予備的調査の具体的内容 　．国家公務員の再就職状況 　2．調査項目</p> <p>(誤)(二十三)(十三)の件数の内、補助金等交付の件数</p> <p>(正)(二十三)(十一)の件数の内、補助金等交付の件数</p> <p>また、右記(一)から(二十六)までの項目を整理した、以下の から までの項目を、各府省ごとに別紙に記載のこと。</p> <p>(誤) 右記各項目の合計数等((一)(二)(二十四)は除く。また・・・)</p> <p>(正) 右記各項目の合計数等((一)(二)(二十五)は除く。また・・・)</p>
金額及び数値の表示	<p>金額の表示は全て百万円単位(単位未満切り捨て)とする。100万円未満の場合は「0」を記入する。</p> <p>ただし、合計の計算に際しては、1円単位で集計の上、合計を百万円単位とすること。</p> <p>割合の表示は全て%、少数点以下第1位(小数点第2位以下四捨五入)とする。</p>
記入する文字等	<p>記入する文字の書式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数値は半角、文字(文字内の数字を含む)は全角とする。 ・ 以下の場合、「-」(全角マイナス、右詰め)を記入する。 ・ 記入する情報が存在しない場合(備考欄を除く。) ・ 回答が困難な場合
消費税の取扱い	<p>金額の記入に当たっては消費税を含む価格を記入する。 (予備的調査要請書においては、「消費税を含まない価格」を記載することとされているが、当該部分を「消費税を含む価格」と読み替える。)</p>
調査票の書式	<p>取りまとめの都合上、以下の点に留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の作成は配付したエクセルファイルに入力することにより行い、随意の様式を作成しないこと。 ・ 数値は文字列ではなく数値として入力し、カンマは入力することなく、セルの表示形式により表示すること。 ・ 調査票の様式は変更しないこと(列の幅、セルの書式(表示形式、配置や結合、挿入、削除等)等を含む) <p>ただし、セル内の文字列が多く、文字が表示できない場合は、当該行に限って、行の高さを増加させてもよい(減</p>

	<p>少は不可)。この場合も他の行については変更しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・列の幅が足りずに数値が表示できない場合は、調査局側と協議すること。・行が足りない場合は、各行の書式の連続性に留意して適宜追加すること。・左右2頁で1行を表示する調査票もあるので、印刷設定(ページ設定)の横方向の印刷枚数は変更しないこと。・その他作業の必要上、様式に対する要望がある場合は、必ず事前に調査局側と協議すること。
--	--

・国家公務員の再就職状況

1 調査の方法について

(1) 調査票の記入及び取りまとめ

調査対象	方法
	<p>の調査については、国家公務員の再就職に関する調査であるので、調査対象法人に国家公務員再就職者がいない場合、「該当なし調査対象法人一覧表」を作成の上、提出することとし、調査票そのものの提出は不要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 . ~ の法人 ・ 1 . の法人のうち特定非営利活動法人以外の法人 	<p>原則として、主務官庁を通じて各法人に調査票を配付、記入の上、省庁単位で取りまとめ、調査局に文書及び電子データにより提出。共管法人については共管省庁間で協議し、必ず1つの省庁から提出。</p>
<p>1 . の法人のうち、特定非営利活動法人</p>	<p>100万円以上の補助金等を当該NPOに交付している省庁(以下「補助金交付官庁」という。)を通じてNPOに調査票を配付、記入の上、省庁単位で取りまとめ、調査局に文書及び電子データにより提出。複数の補助金交付を受けているNPOについては、複数のルートで調査票が送付されることとなるが、この場合、もっとも多額の補助金等を交付している府省(主たる補助金交付官庁)を通じて、調査票を回収し、調査局に提出することとする。なお、他の補助金交付官庁に対しても、調査票備考欄に「写し」であることを明示した上で提出する。ただし、当該「写し」については調査局への提出分からは除外する。</p> <p>例：A法人に対し、B省3億円、C省が2億円、D省が1億円を交付している場合。 B、C、D省からA法人に対しそれぞれ調査票を送付。 A法人が記入し、B省に提出。C及びD省に対してはB省に提出した調査票の備考欄に「写し」と記入したものを送付。</p>
<p>1 . の法人</p>	<p>当該法人に出資をしている法人(以下「出資法人」という。)を所管する府省を通じて各法人に調査票を配付、記入の上、省庁単位で取りまとめ、調査局に文書及び電子データにより提出。出資法人が複数ある場合は、複数のルートで調査票が送付されることとなるが、この場合、もっとも多額の出資をしている出資法人を所管している府省を通じて調査票を回収し、調査局に提出することとする。なお、他の出資法人所管省庁に対しても、調査票備考欄に「写し」であることを明示した上で提出する。ただし、当該「写し」については調査局への提出分からは除外する。</p> <p>例：A法人に対し、B省所管法人bが3億円、C省所管法人cが2億円、D省所管法人dが1億円を交付している場合。 B、C、D省からA法人に対しそれぞれ調査票を送付。 A法人が記入し、B省に提出。C及びD省に対してはB省に提出した調査票の備考欄に「写し」と記入したものを送付。</p>
<p>1 . の法人</p>	<p>人事院に対し再就職の承認申請を行った各省庁を通じて再就職企業に調査票を送付。記入の上、省庁単位で取りまとめ、調査局に文書及び電子データにより提出。 複数の省庁から再就職を受け入れている営利企業については、複数</p>

	<p>のルートで調査票が送付されることとなるが、この場合、もっとも再就職者が多い省庁を通じて調査票を回収し、調査局に提出することとする。なお、他の省庁に対しても、調査票備考欄に「写し」であることを明示した上で提出する。ただし、当該「写し」については調査局への提出分からは除外する。</p> <p>例：A法人に対し、B省出身者が3名、C省出身者が2名、D省出身者が1名再就職している場合。</p> <p>B、C、D省からA法人に対しそれぞれ調査票を送付。 A法人が記入し、B省に提出。C及びD省に対してはB省に提出した調査票の備考欄に「写し」と記入したものを送付。</p>
	<p>ただし、本省において記入可能である場合については、各法人への調査票配付、回収を強制するものではなく、各府省において適切に判断されたい。</p> <p>各法人に調査票を配付して記入することとした場合、各法人から各中央省庁に対して、各法人と各中央省庁との間の契約に係る、件数、金額、落札率等の照会が行われることがあるが、その際、各中央省庁は、適切な情報提供を行われたい。</p> <p>中央省庁には、審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局、出先機関等の全ての組織を含む。(以下同じ)</p>
<p>提出する電子ファイルの構成</p>	<p>提出する省庁毎に、1つのファイルを作成し、その中に「 . 調査項目」、「 . 別紙」、「 . 調査法人一覧」、「 . 該当なし調査対象法人一覧」の4つシートを作成する。ファイル名は「様式 」+「提出する省庁名」(全角、正式名称、省略無)とする。</p> <p>(例)「様式 A省.xls」</p> <p>データ数が大量のため、1シート、1ファイルとして作成できない場合は、適宜複数のシート、ファイルに分割することとする。その際はシート名・ファイル名の末尾に「(その2)」等と明示し、当該シート・ファイルの構成・順序が明確に分かるようにする。</p>

2 調査要求項目に関する説明

(1) 用語の定義等

項 目	説 明
1 調査対象法人	以下の各法人につき、平成 18 年 4 月 1 日（基準日）現在設立されている法人の、基準日における状況に基づき回答していただきたい。（書類が存在しない等の理由により、どうしても基準日でのデータが出せず、基準日以外のデータを使用する場合は、提出できない理由といつの時点のものかを備考欄に明記して提出すること。）
民法 34 条に基づき、各府省が認可した法人	各府省が設立を許可したものに限る。都道府県が認可したものは含まない。
独立行政法人通則法に基づき設置された法人（平成 18 年 10 月 1 日特定独立行政法人を除く。）	独立行政法人通則法及び個別法の定めるところにより設立される法人（平成 18 年 10 月 1 日現在、特定独立行政法人を除く。）
法令に基づき認可又は指定されている法人（特殊法人、特殊会社を含む）	以下の法人とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人 ・特殊会社 ・認可法人 （特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）別表二の認可法人のうち、平成 18 年 4 月 1 日現在、認可法人として存続している法人） ・指定法人 （法令に基づき指定されている法人であり、かつ、平成 17 年度において会計検査院の検査対象（必要的、選択的）とされた法人をいう。） ・特別の法律により設立される民間法人 （「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）の対象となる法人） ・国立大学法人 ・日本司法支援センター なお、 、 に該当するものは除く。
平成 17 年度において国から補助金等（補助金、委託金その他名称の如何にかかわらず、国から交付された資金）の交付を受けている法人（年間の交付額が 100 万円未満の法人を除く。）	広義の公益法人（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、更生保護法人、特定非営利活動法人）のうち、平成 17 年度において 国から直接 100 万円以上の補助金等の資金を交付されているものであって、各府省が設立認可等を行なったものに限る。株式会社等の営利企業を含まない。 （間接補助を含まない。複数の補助金を合算して 100 万円以上となるものについては対象外とする。） 「100 万円」の算定基準時点は、平成 17 年度における交付額とする。 補助金等とは、予算書・決算書における コード番号の目番号が「16」（公共事業関係費の場合は「00」もありうる。） の補助金及び これらに類するもの （契約を伴うものを除

	<p>く。)並びに目番号が「14」(公共事業関係費の場合は「00」もありうる。)の委託費をいい、負担金、交付金、補給金等の名称を問わない。</p> <p>以下の点に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目番号が「14」(公共事業関係費の場合は「00」もありうる。)の委託費は、契約を伴うものであっても「補助金等」に該当する。 融資・出資・投資のうち、契約書を作成したもの以外のものは、上記の「これらに類するもの」として「補助金等」に該当する。 (融資・出資・投資のうち、契約書を作成したものは、「補助金等」ではなく、「契約」に該当する。(次頁「2 金銭の交付について」の定義を参照。)) <p>なお、～ に該当する法人は除く</p>
<p>右記 から の法人から出資を受けている法人(1000万円未満の出資を除く。)</p>	<p>運営を支配する目的をもってする出資(基本財産の支出、株式の保有等)(いわゆる子会社的なもの)に限る。(営利法人を含む。)出資割合は特に定めない。</p> <p>出資額は平成18年4月1日現在での出資の累計額とする。</p> <p>財団法人の基本財産として組み込まれているもの、現物出資によるもの、運用財産として株式を保有しているもの、法律で定められているもの、特別の事情があり処分できないもの、等は、ここでいう「出資」に該当しないものとする。</p>
<p>国家公務員法第103条第3項に基づき、再就職に当たって人事院の承認を必要とする営利企業</p>	<p>平成13年から平成17年までの5年間に、国家公務員法第103条第3項に基づく人事院の承認の処分を受け、元国家公務員が再就職した営利企業。</p>
<p>2 金銭の交付について</p>	
<p>定義</p>	<p>金銭の交付とは、補助金等の交付及び契約に基づく行為を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等とは 2 調査要求項目に関する説明 (1)用語の定義 1 調査対象で定義した補助金等の定義を参照。 目番号が「14」(公共事業関係費の場合は「00」もありうる。)の委託費は、契約を伴うものであっても「補助金等」に該当する点に注意する。 契約とは、 全中央省庁が行う全ての契約(支出の原因となるもの)を指す。(補助金等に該当するものを除く。) 中央省庁には、審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局、出先機関

	<p style="text-align: center;">等の全ての組織を含む点に注意する。</p> <p>ただし、以下の場合を調査対象からを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1件当たりの交付額が 500 万円未満の場合 <p>なお、融資・出資・投資は、金銭の交付に含まれる。そして、融資・出資・投資のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書を作成したものは、「契約」 ・ 契約書を作成したものの以外のものは、「補助金等」 <p>にそれぞれ該当するので注意する。</p>
調査対象期間	平成 18 年度上半期（平成 18 年 4 月 1 日から 9 月 30 日）に全中央省庁が行った「金銭の交付」を対象とする。
金銭の交付の時期及び件数の基準	<p>補助金等の場合は交付決定時、契約の場合は契約締結時を基準とする。</p> <p>ただし、以下の場合には内示時や落札時を金銭の交付の時期とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度上半期の中に、補助金等の交付を内示したが、交付決定に至っていない場合は、当該内示を金銭の交付とする。（内示したもののうち、交付決定したものは 1 件（複数のものは交付決定単位に複数各件）、残余の内示分は 1 件として数える。） ・ 平成 18 年度上半期の中に、入札を実施し、落札したが、契約に至っていない場合は、当該落札を金銭の交付とする。 <p>1 件について、交付決定の変更や契約の変更がある場合には、平成 18 年度上半期の中で最新の時点を経済的交付の時期とする。</p> <p>単価契約及び長期継続契約の場合は、当該契約に係る 18 年度上半期を通じた支払額の合計が 500 万円以上の契約を対象とする。</p> <p>記入方法は、当該契約について、件数は 18 年度上半期を通じて 1 件と数え、金銭の交付額は 18 年度上半期を通じた支払額の合計とする。</p> <p>複数の中央省庁が連名で行った契約については、各中央省庁分に金額を分けて、各中央省庁毎に 1 件として数える。</p> <p>支出委任分は、委任を受けた側における金銭の交付とする。</p>

(2) 調査項目

前記 1 . の調査対象法人に再就職した者の状況について (平成 18 年 4 月 1 日現在)	
調査項目	説明
府省名	取りまとめを行う府省名を記入する。
番号	団体毎に 1 から始まる連番を記入する。
(1) 団体名	登記簿に記載されている名称
(2) 団体の法人種別 (特殊法人、独立行政法人、認可法人、公益法人、指定法人、株式会社等。なお人事院の承認を必要とする営利企業については「特定営利企業」と記載)	<p>法人種については以下のものとする。</p> <p>ア「特殊法人」と記入する法人 特殊法人、特殊会社</p> <p>イ「独立行政法人」と記入する法人 独立行政法人通則法及び個別法に基づき設置された法人 (平成 18 年 10 月 1 日特定独立行政法人を除く。)</p> <p>ウ「認可法人」と記入する法人 調査対象法人 の認可法人、特別の法律により設立される民間法人、国立大学法人</p> <p>エ「公益法人」と記入する法人 民法第 34 条に基づき各府省が設立を許可した公益法人及び広義の公益法人 (学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、更生保護法人、特定非営利活動法人)</p> <p>オ「指定法人」と記入する法人 調査対象 の指定法人</p> <p>カ「株式会社等」と記入する法人 営利企業のうちキの特定営利企業を除いた法人、ア～オに該当しない法人</p> <p>キ「特定営利企業」と記入する法人 調査対象 の特定営利企業</p>
(3) 当該団体の役職員数 (平成 18 年 4 月 1 日現在、以下同じ)	<p>当該団体の取締役相当役職員数及び職員数の合計</p> <p>「取締役相当役職員」とは、理事、監事等法人の機関として業務の執行又は監督を行う権能を有する者とする。</p> <p>非常勤及び無給の理事、監事を含むが、「参与」「顧問」及び「評議員」は含まない。定員ではなく、現員数とする。</p> <p>「職員」は常勤職員と非常勤職員の合計とする。</p> <p>役員 (理事・監事) 及び評議員は職員に含まれないが、役員又は評議員以外で参与、委員等の肩書きを持って法人の事務局で事務に従事するものは職員に含まれる。また、職員かどうかの判断は、法人との間に雇用契約があるか又は賃金が実際に支払われているかどうかで判断する。</p> <p>なお、役員が職員を兼任している場合は役員として取り扱い、職員に含めない。</p> <p>常勤職員とは、職員で、最低でも週 3 日以上出勤している者とする。パートやアルバイトの形態であっても、長期的 (1</p>

	<p>年以上)勤務を行う(予定も含む)者は含めてよい。 記入は定員ではなく、現員数とする。</p> <p>以上「職員」の定義については概ね「公益法人概況調査実施要領・記入要領」を参照。</p> <p>の営利企業について 「取締役相当役職員」とは、会社法上の取締役、執行役、監査役等法人の機関として業務の執行又は監督を行う権能を有する者とする。非常勤も含む。 記入は定員ではなく、現員数とする。 「職員」は常勤職員と非常勤職員の合計とする。 「取締役相当役職員」は職員に含まれないが、役員以外で参与、委員等の肩書きを持って事務に従事するものは職員に含まれる。また、職員かどうかの判断は、法人との間に雇用契約があるか又は賃金が実際に支払われているかどうかで判断する。 なお、役員が職員を兼任している場合は役員として取り扱い、職員に含めない。 常勤職員とは、職員で、最低でも週3日以上出勤している者とする。パートやアルバイトの形態であっても、長期的(1年以上)勤務を行う(予定も含む)者は含めてよい。 記入は定員ではなく、現員数とする。</p> <p><内、常勤の者を別枠に記入></p>
(4)当該団体における国家公務員再就職者数	<p>当該団体の取締役相当役職員及び職員数の合計のうち国家公務員再就職者数の合計を記入する。</p> <p>この調査における「国家公務員再就職者」とは、国の行政機関に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職し、退職金を支給された者で当該団体に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。</p> <p>国の行政機関には、外局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、出先機関等を含む(人事院、会計検査院を含む。)(特殊法人及び独立行政法人等は含まれない。)</p> <p>特別職を含む。したがって、防衛庁の特別職の職員、宮内庁の特別職の職員、国会職員、裁判所職員、大公使、公正取引委員会委員、原子力委員会委員、運輸審議会委員等及び一般職からこれら特別職の常勤職員に就任した者も含む。</p> <p>ただし、国会議員、国会議員秘書、大臣、副大臣、政務官、裁判官は除く。</p> <p>及びにかかわらず、以下に掲げる者は「国家公務員」から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら教育、研究、医療に従事した者(大学教授、研究者、医師等)。なお、「専ら」とは本省庁等での勤務がないか、一時的であった者のことをいう。 ・国の行政機関における勤務が一時的(原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めがない場合は3

	<p>年程度以下)であった者。</p> <p>国家公務員退職後に国会議員、地方議会議員、地方公共団体の長となった者(現職に限る。)は「国家公務員」から除く。</p> <p>非常勤職員(委員、顧問、参与等の経歴のみの者)は「国家公務員」に含まない。</p> <p>以上、「国家公務員」の定義については概ね「公益法人概況調査実施要領・記入要領」を参照。ただし、本調査においては、国会職員及び裁判所職員(裁判官を除く)を含むものとする。</p> <p>の調査については、国家公務員の再就職に関する調査であるので、調査対象法人に国家公務員再就職者がいない場合、「該当なし調査対象法人一覧表」を作成の上、提出することとし、調査票そのものの提出は不要。</p> <p><内、常勤の者を別枠に記入></p>
(5)当該団体における取締役相当役職員数	<内、常勤の者を別枠に記入>
(6)当該団体の取締役相当役職員の内、国家公務員再就職者数	<内、常勤の者を別枠に記入>
(7)(6)の人数を(5)の人数で除した数(%、小数点以下一桁まで、以下同じ)	<p>例：当該団体における取締役相当役職員数 16名(A)</p> <p>内、国家公務員再就職者数 3名(B)</p> <p>$B(3名) \div A(16名) = 0.1875$</p> <p>(小数点2桁を四捨五入)</p> <p>18.8%</p> <p><内、常勤の者を別枠に記入></p>
(8)当該団体の職員数(取締役相当役職員を除く)の数	<内、常勤の者を別枠に記入>
(9)当該団体の職員の内、国家公務員再就職者数	<内、常勤の者を別枠に記入>
(10)(9)の人数を(8)の人数で除した数(%)	<内、常勤の者を別枠に記入>
(11)件数、(12)合計金額	所管の有無を問わず、全中央省庁が当該団体に対して行った金銭の交付の合計件数、合計金額を記入する。
(13)件数	所管の有無を問わず、全中央省庁が当該団体に対して行った金銭交付の合計件数のうち、契約によって行った金銭の交付の件数を記入する。
(14)(15)(16)一般競争入札による契約	<p>所管の有無を問わず、全中央省庁が当該団体に対して行った金銭の交付のうち、補助金等以外で、かつ、発注形態が一般競争である金銭の交付について、その(14)件数、(15)平均落札率、(16)契約合計額を記入する。</p> <p>平均落札率とは、落札価格/予定価格、複数件数の場合は</p>

	<p>単純平均 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の別は、会計法令の分類に従って記入する。</p>
<p>(17)～(19)指名競争入札による契約、 (20)～(22)随意契約</p>	<p>一般競争入札の例に準じて記入する。 ただし、随意契約において予定価格を設定していない契約については、平均落札率の計算から除くとともに、備考欄に「(21)について、予定価格の設定がない契約は除外した。」と記入する。</p>
<p>(23)(24)補助金等交付</p>	<p>所管の有無を問わず、全中央省庁が当該団体に対して行った金銭の交付のうち、補助金等に該当する金銭の交付について、(23)合計件数、(24)合計金額を記入する。</p>
<p>(25)当該団体の所管課(「課」相当の組織単位を含む)</p>	<p>1 調査対象 の営利企業については「 - 」とすること。</p>
<p>(26)当該団体の国家公務員再就職者の内、(25)の課に所属した経歴を有する者の数</p>	<p>当該団体を所管している課に所属した経歴を有する者の数を記入する。官庁の組織変更があった場合には、変更前の官庁組織等の状況も考慮されたい。 1 調査対象 の営利企業については「 - 」とすること。 <内、常勤の者を別枠に記入></p>

(3) 別紙・一覧表の作成

別紙	
全般的事項	説明
作成単位	取りまとめを行う府省毎に、1シートとする。
調査項目	説明
府省名	取りまとめを行う府省名を記入する。
各項目の合計数等	中央省庁毎に、当該中央省庁の本表に記入した各項目の合計数等を記入する。((1)、(2)、(25)を除く。) また、(7)、(10)、(15)、(18)、(21)については、単純平均。
補助金等の総件数及び金額	中央省庁毎に、当該中央省庁の本表に記入した金銭の交付のうち、補助金等に該当する金銭の交付について、その総件数、合計金額を記入する。
契約の総件数及び契約金額	中央省庁毎に、当該中央省庁の本表に記入した金銭の交付のうち、契約によって行った金銭の交付について、その総件数、合計金額を記入する。

調査法人一覧表	
	調査対象法人のうち、下記「該当なし法人」を除いたもの（回答のある法人）について、府省ごとに、所管部局、その名称及び法人種別を記載した、「調査法人一覧表」を作成した上、調査票とともに提出する。

該当なし調査対象法人一覧表	
	調査対象法人のうち、 国家公務員再就職者がいない法人 については、各府省において「 該当なし調査対象法人一覧表 」を作成の上、提出することとし、調査票そのものの提出は不要。

．中央省庁等の補助金等交付状況、事業発注状況

1 調査の方法について

項目	説明
調査票の配付及び提出方法	<p>配付について</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央省庁毎に、調査票（エクセルファイルを保存したフロッピーディスクを含む）及び記入要領等を配付する 配付を受けた中央省庁は、当該中央省庁並びに所管する特定独立行政法人及び特殊法人の調査票を作成する。（必要に応じて関係機関に作成を依頼し、取りまとめる。） <p>提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出は中央省庁毎に、当該中央省庁並びに所管する特定独立行政法人及び特殊法人をとりまとめて提出する。
調査票の作成単位	<p>調査票は、中央省庁等の補助金等の交付状況、事業発注状況、について「調査項目」、「別紙A」及び「別紙B」の3種類を作成する</p> <p>対象機関毎に、1つのファイルを作成し、その中に「調査項目」、「別紙A」及び「別紙B」の3つシートを作成する。</p> <p>ファイル名は「様式」+「対象機関名」（全角、正式名称、省略無）とする。</p> <p>（例）「様式 A省.xls」、「様式 独立行政法人B機構.xls」</p> <p>データ数が大量のため、1シート、1ファイルとして作成できない場合は、適宜複数のシート、ファイルに分割することとする。その際はシート名・ファイル名の末尾に「(その2)」等と明示し、当該シート・ファイルの構成・順序が明確に分かるようにする。</p>

2 調査要求項目に関する説明

(1) 用語の定義等

項目	説明
1 対象機関	
中央省庁	<p>以下の機関を指す。（28機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房 内閣法制局 内閣府 宮内庁 公正取引委員会 国家公安委員会（警察庁を含む。） 防衛庁 金融庁 総務省

	<p>法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 人事院 会計検査院 衆議院事務局 衆議院法制局 裁判官訴追委員会 参議院事務局 参議院法制局 裁判官弾劾裁判所 国立国会図書館 最高裁判所事務総局</p>
<p>特定独立行政法人</p>	<p>平成 18 年 10 月 1 日現在における、特定独立行政法人である以下の独立行政法人を指す。(11 法人)</p> <p>内閣府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立公文書館 ・独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 <p>総務省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人統計センター <p>財務省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人造幣局 ・独立行政法人国立印刷局 <p>厚生労働省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立病院機構 <p>農林水産省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人農林水産消費技術センター ・独立行政法人肥飼料検査所 ・独立行政法人農薬検査所 <p>経済産業省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人製品評価技術基盤機構 <p>国土交通省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査独立行政法人
<p>特殊法人</p>	<p>総務省設置法第 4 条第 15 号で定義する以下の法人を指す。(38 法人)</p> <p>内閣府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興開発金融公庫 <p>総務省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政公社

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業金融公庫 ・ 日本電信電話株式会社 ・ 東日本電信電話株式会社 ・ 西日本電信電話株式会社 ・ 日本放送協会 ・ 日本郵政株式会社 <p>財務省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活金融公庫 ・ 国際協力銀行 ・ 日本政策投資銀行 ・ 日本たばこ産業株式会社 <p>文部科学省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本私立学校振興・共済事業団 ・ 放送大学学園 <p>農林水産省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業金融公庫 ・ 日本中央競馬会 ・ 地方競馬全国協会 <p>経済産業省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業金融公庫 ・ 商工組合中央金庫 ・ 日本自転車振興会 ・ 日本小型自動車振興会 ・ 日本アルコール産業株式会社 <p>国土交通省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅金融公庫 ・ 関西国際空港株式会社 ・ 北海道旅客鉄道株式会社 ・ 四国旅客鉄道株式会社 ・ 九州旅客鉄道株式会社 ・ 日本貨物鉄道株式会社 ・ 東京地下鉄株式会社 ・ 成田国際空港株式会社 ・ 財団法人日本船舶振興会 ・ 東日本高速道路株式会社 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 西日本高速道路株式会社 ・ 首都高速道路株式会社 ・ 阪神高速道路株式会社 ・ 本州四国連絡高速道路株式会社 <p>環境省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本環境安全事業株式会社
<p>2 対象機関における調査範囲</p>	<p>各対象機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局、出先機関等の全ての組織を調査範囲とする。</p>

3 金銭の交付	<p>定義については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 国家公務員の再就職状況 2 調査要求項目に関する説明 <ul style="list-style-type: none"> (1) 用語の定義等 <ul style="list-style-type: none"> 2 金銭の交付について <p>における説明を参照。</p> <p>ただし、以下の説明を追加するので注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各対象機関の全ての組織における金銭の交付が対象となる。 ・補助金等の定義について、国以外の機関の場合は、国の例に準じて、各機関において判断されたい。 ・以下の場合を調査対象からを除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付先が地方公共団体、個人の場合 (交付先がいわゆる任意団体(JV、権利能力なき社団等)など法人格を持たない団体は、調査対象であることに注意する。) ・1件当たりの交付額が500万円未満の場合(再掲) ・個人を相手先とするもの以外の融資・出資・投資は、金銭の交付に含まれる。そして、融資・出資・投資のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書を作成したものは、「契約」 ・契約書を作成したものの以外のものは、「補助金等」にそれぞれ該当するので注意する。
---------	---

(2) 調査項目

本表	
全般的事項	説明
作成単位	<p>対象機関毎に、1シートとする。</p> <p>当該対象機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局、出先機関等の全ての組織に関する以下の調査項目が、1つのシートに記入されることとなる点に注意する。</p>
本表に記入する単位及び順序	<p>1件の「金銭の交付」を1行に記入する。</p> <p>記入は、交付の相手先団体毎に、金銭の交付を整理して記入する。</p> <p>交付の相手先団体の記入順序は任意とする。</p> <p>1つの交付の相手先団体に複数の「金銭の交付」がある場合の記入順序は、任意とする。</p>

調査項目	説明
機関名	当該調査票の作成の対象機関名を記入する。 (対象機関である中央省庁、特定独立行政法人、または特殊法人の名称が記入される。)
所管中央省庁名	取りまとめを行う中央省庁名を記入する。 (調査票を取りまとめて提出する中央省庁の名称が記入される。)
番号	1件の金銭の交付毎に1から始まる連番を記入する。
(1) 支出の名目	契約件名等を記入する。
(2) 金銭の交付額	金銭の交付額を記入する。
(3) 交付の目的	以下の中から選択して記入する。なお、複数の目的に該当する場合は、主たる目的を記入する。 補助金等 : 上記の定義を参照 事業発注 : (例) 工事、製造等 事業委託 : (例) 役務等 物品調達 : (例) 物品の購入や賃貸借等 その他 : 上記の分類に該当しないもの
(4) 補助金等の名称	補助金等に該当する場合のみ記入する。 交付要綱等で定める正式名称を記入する。
(5) 目的	補助金等に該当する場合は記入する必要はない。 補助金等以外の場合、当該金銭の交付によって取得するものの名称またはその概要を記入する。
(6) 発注形態	補助金等に該当する場合は記入する必要はない。 補助金等以外の場合、「一般競争」、「指名競争」及び「随意契約」の中から選択して記入する。 国の場合、会計法令の分類に従って記入する。 国以外の機関の場合は、国の例に準じて、各機関において判断されたい。
(7) 予定価格	予定価格を記入する。 随意契約において予定価格を設定していない場合は「-」を記入する。
(8) 落札率	予定価格に対する落札価格の割合を記入する。 随意契約において予定価格を設定していない場合は「-」を記入する。
(9) 交付の相手先団体名	登記簿に記載されている名称を記入する。 相手先団体が登記されていない場合は、交付決定通知や契約書に記載されている名称を記入する。 同一名称の団体については、名称の後方に括弧書きで自治体名等を付記して識別する。 (例) 株式会社 建設工業 (A県 a市) 株式会社 建設工業 (B県 b市)

(10) 法人種別	<p>以下の中から選択して記入する。</p> <p>特殊法人、独立行政法人、認可法人、公益法人、指定法人、株式会社等。</p> <p>各法人の定義については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の再就職状況 2 調査要求項目に関する説明 (2) 調査項目 (2) 団体の法人種別 <p>の説明を参照。</p> <p>ただし、本項目では「特定営利企業」は株式会社等に含まれる点に注意する。</p> <p>また、任意団体（JV、権利能力なき社団等）など法人格を持たない団体は、株式会社等に含まれる。</p>
<p>(14) 及び (16) を除く、以下の項目 (11) ~ (17) は、交付先の相手先団体の最初の行のみに記入し、当該交付の相手先団体の他の行には「 - 」を記入する。</p>	
(11) (9) の団体に対する平成 17 年度の金銭の交付金額	<p>当該調査票の作成の対象機関から (9) の交付の相手先団体に対する、平成 17 年度の金銭の交付の総額を記入する。</p> <p>総額には、1 件当たりの交付額が 500 万円未満は含まない。</p> <p>新設法人等で平成 17 年度の交付実績がない法人の場合は「 - 」を記入する。</p>
(12) (9) の団体の平成 17 事業年度の総収入額	<p>交付相手先の平成 17 事業年度の総収入額を記入する。</p> <p>新設法人等で平成 17 事業年度がない法人の場合は「 - 」を記入する。</p> <p>民間企業等で収入支出決算を把握していない場合は、損益計算書上の売上高の計数を記入する。</p> <p>3 月決算でない団体については直近の決算の計数を用い、その旨を備考欄に記入する。</p> <p>(記入例「(12) 欄は H17.7.1 から H18.6.30 の事業年度に係る計数を記入」)</p>
(13) (11) / (12)	<p>(11) の (12) に対する割合を記入する。</p>
(14) 補助金等以外の場合、相手先団体における当該発注の再委託の有無	<p>補助金等に該当する場合は記入する必要はない。</p> <p>補助金等以外の場合、再委託している場合は「有」、それ以外の場合は「無」と記入する。</p>
(15) (9) の団体に在職する国家公務員再就職者数	<p>「国家公務員再就職者」の定義については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の再就職状況 2 調査要求項目に関する説明 (2) 調査項目 (4) 当該団体における国家公務員の再就職者数 <p>における説明を参照。</p>

	<p><内、常勤の者を別枠に記入></p> <p>なお、本項目の人数は、当該交付の相手先団体が「 . 国家公務員の再就職状況」の調査項目のシートにも記入されている場合は、当該「 . 国家公務員の再就職状況」の調査項目(四)の人数と同一になっていることを確認する。</p>
(16) 金銭の交付を所管する課 (「課」相当の組織単位を含む)	<p>当該調査票の作成の対象機関の中で当該金銭の交付の主務課を1つ記入する。 正式名称(ただし、対象機関名は省略する)を記入する。</p> <p>(例) A省総合政策局総務部総務課 総合政策局総務部総務課</p> <p>A省関東地方振興局 B 地方振興事務所総務課 関東地方振興局 B 地方振興事務所総務課</p>
(17) (15)のうち(16)の課に所属した経歴を有する者の数	<p>官庁等の組織変更があった場合には、変更前の官庁組織等の状況も考慮されたい。</p> <p><内、常勤の者を別枠に記入></p>

別紙 A	
全般的事項	説明
作成単位	対象機関毎に、1シートとする。
調査項目	説明
機関名	当該調査票の作成の対象機関名を記入する。
所管中央省庁名	取りまとめを行う中央省庁名を記入する。
補助金等	当該対象機関の本表に記入した金銭の交付のうち、交付の目的が補助金等である金銭の交付について、その合計件数、合計金額を記入する。
一般競争入札	当該対象機関の本表に記入した金銭の交付のうち、交付の目的が補助金等以外で、かつ、発注形態が一般競争である金銭の交付について、その合計件数、合計金額、単純平均落札率を記入する。 単純平均落札率とは、落札率の合計を合計件数で除したものを指す。
指名競争入札 随意契約	一般競争入札の例に準じて記入する。 ただし、随意契約において予定価格を設定していない契約については、単純平均落札率の計算から除く。

金銭交付の総計	対象機関毎に、当該対象機関の本表に記入した金銭の交付の合計件数、合計金額を記入する。 なお、 、 、 の件数及び金額の合計が、 に記入する件数及び金額となることに注意する。
---------	--

別紙 B	
全般的事項	説 明
作成単位	対象機関毎に、1シートとする。
調査項目	説 明
機関名	当該調査票の作成の対象機関名を記入する。
所管中央省庁名	取りまとめを行う中央省庁名を記入する。
番号	1 から始まる連番（半角数字）を記入する。 記入順序は、本表に記入した相手先団体の順序に従う。
相手先団体名	対象機関毎に、当該対象機関の本表に記入した金銭の交付の相手先の正式名称を省略することなく記入する。
補助金等交付	金銭の交付の相手先毎に、当該対象機関の本表に記入した金銭の交付のうち、交付の目的が補助金等である金銭の交付について、その 合計件数、 合計金額を記入する。
一般競争入札に基づく契約	金銭の交付の相手先毎に、当該対象機関の本表に記入した金銭の交付のうち、交付の目的が補助金等以外で、かつ、発注形態が一般競争入札である金銭の交付について、その 合計件数、 合計金額を記入する。
指名競争入札に基づく契約 随意契約	一般競争入札の例に準じて記入する。

平成 18 年 12 月 27 日
衆議院調査局

「中央省庁の補助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査」調査票記入要領の修正について

平成 18 年 12 月 15 日付けで協力要請を行った、「中央省庁の補助金交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査」の調査票記入要領 20 頁のうち、以下の部分を修正致します。

（修正内容の説明）

「(17) (15)のうち(16)の課に所属した経歴を有する者の数」は、金銭の交付 1 件ごとに記入することとする。

（修正の理由）

「(16)金銭の交付を所管する課」は金銭の交付 1 件ごとに記入することとしている一方、当該(16)と対をなす項目である「(17) (15)のうち(16)の課に所属した経歴を有する者の数」は交付の相手先団体の最初の行のみに記入することとしており、齟齬を生じているため。

（修正する部分） 調査票記入要領 20 頁中段

< 修正前 >

(14) 及び(16)を除く、以下の項目(11)～(17)は、交付先の相手先団体の最初の行のみに記入し、当該交付の相手先団体の他の行には「-」を記入する。

< 修正後 >

(14) (16) 及び(17)を除く、以下の項目(11)～(15)は、交付先の相手先団体の最初の行のみに記入し、当該交付の相手先団体の他の行には「-」を記入する。

以 上